

(仮称)鎌倉漁港にかかる  
ワークショップ  
事務局からの追加説明

鎌倉市市民経済部産業振興課

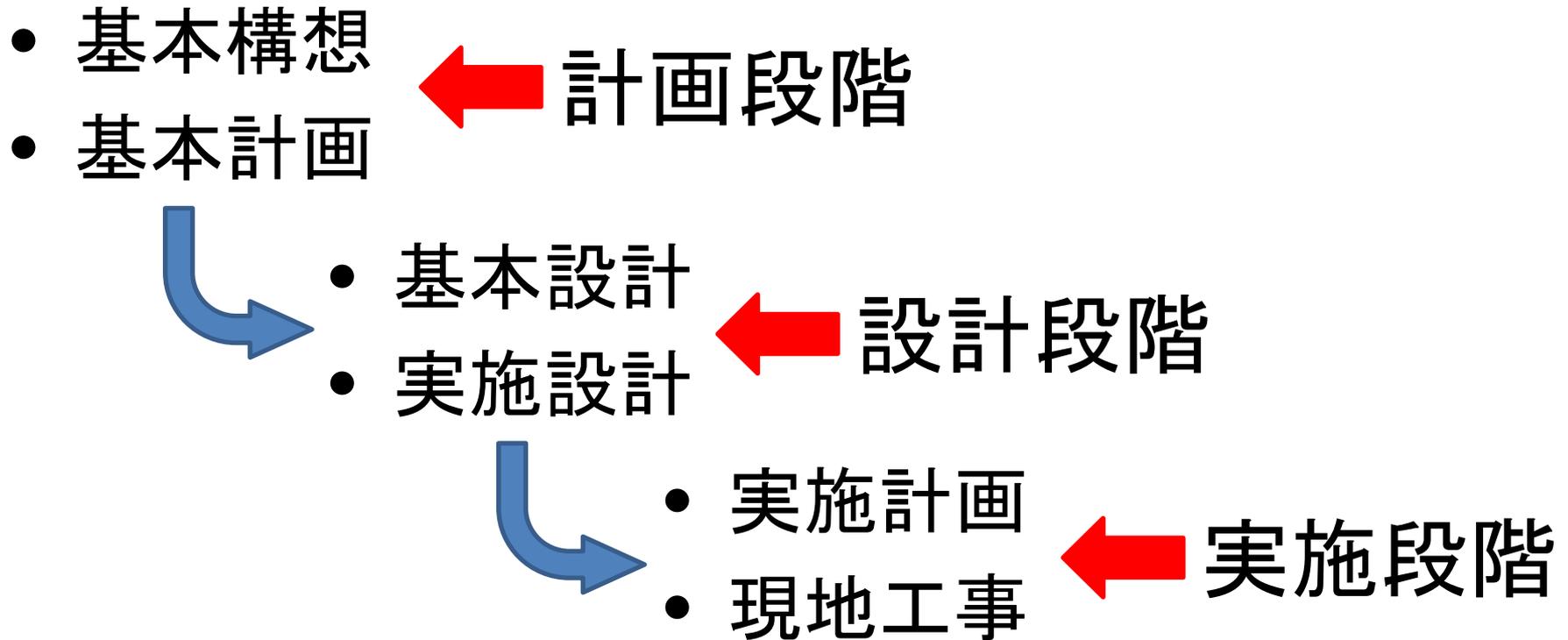
# 説明の内容

- 1 環境アセスメントと費用対効果分析
- 2 鎌倉漁港対策協議会での検討経緯
- 3 海岸の管理（神奈川県と鎌倉市の関係）
- 4 鎌倉市 水産業振興の基本方針

# 【その前に知ってもらいたいこと】

- **公共事業(工事)の主な実施段階**
- **各実施段階の主な検討内容**
- **公共事業(工事)で行う調査**

# 公共事業(工事)の主な実施段階



# 計画段階の主な検討内容

## □基本構想

- 課題の抽出
- 目標の設定 ← 今の段階
- 効果の推定(項目出し)

## □基本計画

- 整備方針の決定
- 施設規模や施策の検討
- 効果の予測／費用対効果分析
- 影響予測(自然環境、社会環境 他)

# 設計段階の主な検討内容

## □基本設計

- 施設の基本構造の決定
- 施工方法の検討

## □実施設計

- 施設の詳細検討
- 工事数量・施工図面の作成

# 実施段階の主な内容

## □実施計画

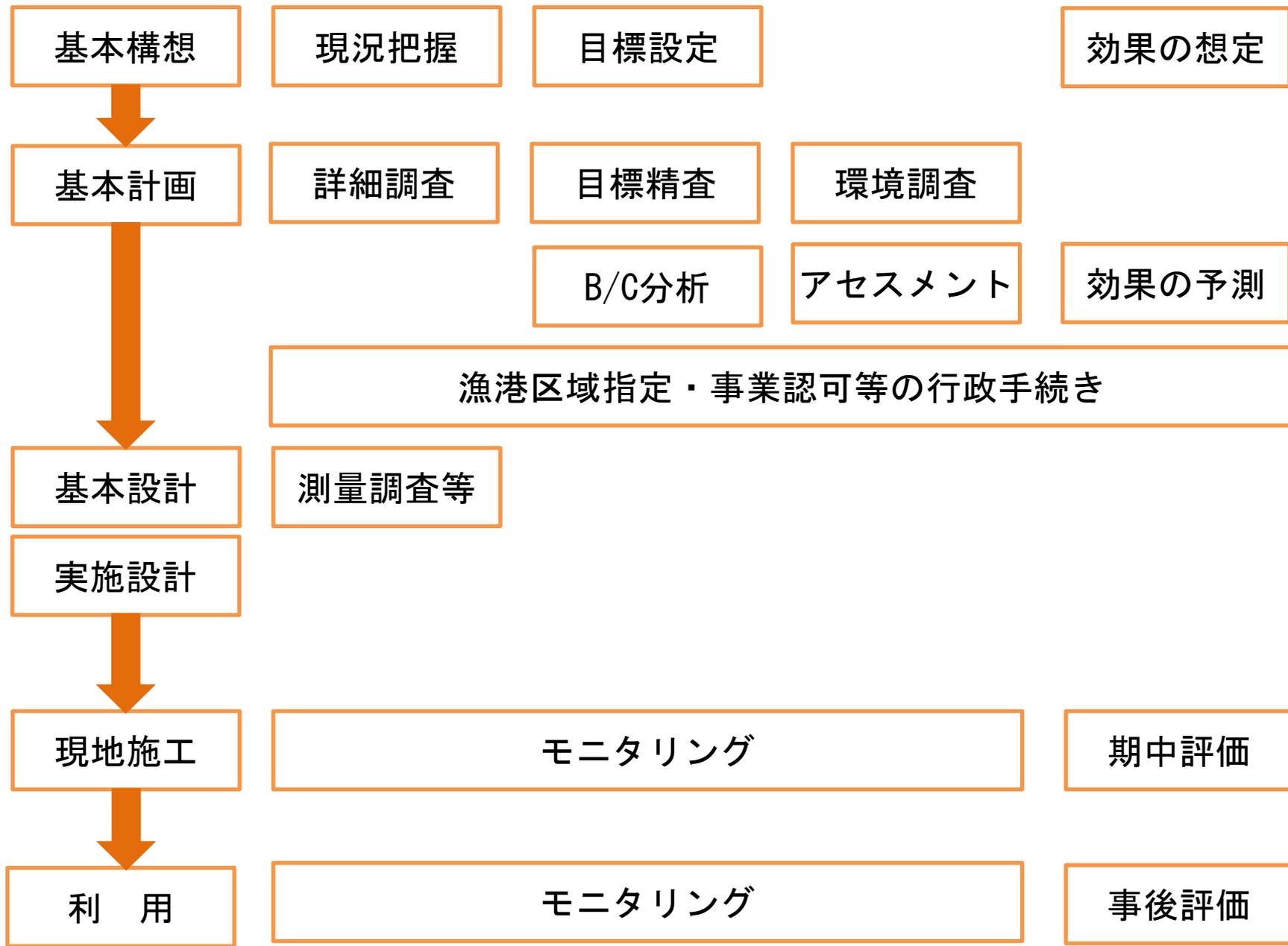
- 漁港区域及び海岸保全区域の指定
- 事業予算・実施年などの計画決定
- 公有水面埋立免許の取得(埋立がある場合)
- 国、県の事業認可

## □現地工事

- 工事発注
- 建設工事
- 環境等モニタリング

# 公共事業(工事)で行う主な調査 と実施状況

- 地域・社会環境調査
  - 生物・自然環境調査
  - 気象・海象調査
  - 土質調査
  - 利用状況調査
  - 環境影響評価(アセスメント)
  - 需要予測・費用対効果分析
- ← 一部実施済み
- ← 定性的に把握
- ← 実施していない



# 環境アセスメント と 費用対効果分析 について

# 環境アセスメント

## 対象となる開発(埋立)面積の規定

- 環境影響評価法 第1種事業 50ha超  
第2種事業 40ha～50ha
- 神奈川県環境影響評価条例 甲 1ha以上  
(公有水面の埋立て) 乙 3ha以上  
その他 15ha以上
- 公有水面埋立法 規定無し  
(全ての埋立行為が対象となる)

# 環境アセスメント

## 検討される大項目

- 現況把握
- 事業(工事)中の影響予測
- 利用開始後の影響予測
- 影響を軽減させるための措置



事業実施が前提であり、その影響を軽減させることを目的に行われる。

# イニシャルアセスメント(初期評価)

- 想定される効果の検証
- 事業実施の適地の検証
- 影響予測の検証
- 代替措置の検討

他

漁対協においても検証



基本構想策定などの初期段階では、定性的に評価することが多く、法制度は整備されていない。

# 環境アセスメントの実施時期

- 自然環境や周辺生活環境への影響は、**基本計画段階で精査**される。
- 埋立事業となる場合には、公有水面埋立法に準じた「環境アセスメント図書」を作成する。
- 神奈川県土地利用調整**条例に沿って適正な手続き**を行う。

※環境アセスメントの評価結果によって当該事業が中止されることは原則としてない。

# 費用対効果分析

- 当該事業に係る費用 (Cost) と事業から得られる便益 (Benefit)、波及効果の比率
- 公共事業において **B/Cが1.0以上** であることが原則とされている。
- 事業計画の最終段階で算出される。
- 事業が認可されるために **必要不可欠な検討項目** のひとつ。

# B/C のポイント

- 事業の内容が定まらなると費用 (Cost) が算出されない。
- 事業の目標 (目指すべき効果) が定まらなると便益 (Benefit) が算出されない。
- **直接便益**のみならず、**波及効果**を適切に評価することが求められる。
- あくまでも数値予測であるため、評価手法として万能ではない。  
⇒ 期中評価、事後評価などを実施する。

# 費用対効果の実施時期

- 今は、基本構想へ向けての議論を行っている段階なので、費用対効果分析を行うことはできない。
- **事業化前に実施**しなければならない。
- 基本計画において詳細に検討する。
- 検討する内容(情報)は、公開される。

# 鎌倉漁港対策協議会 での検討経緯

# 鎌倉漁港対策協議会発足のきっかけ

昭和58年10月 漁港区域指定事前協議

昭和60年12月 鎌倉漁協から漁港建設の陳情

昭和62年 5月 国・長期整備計画登載見送り

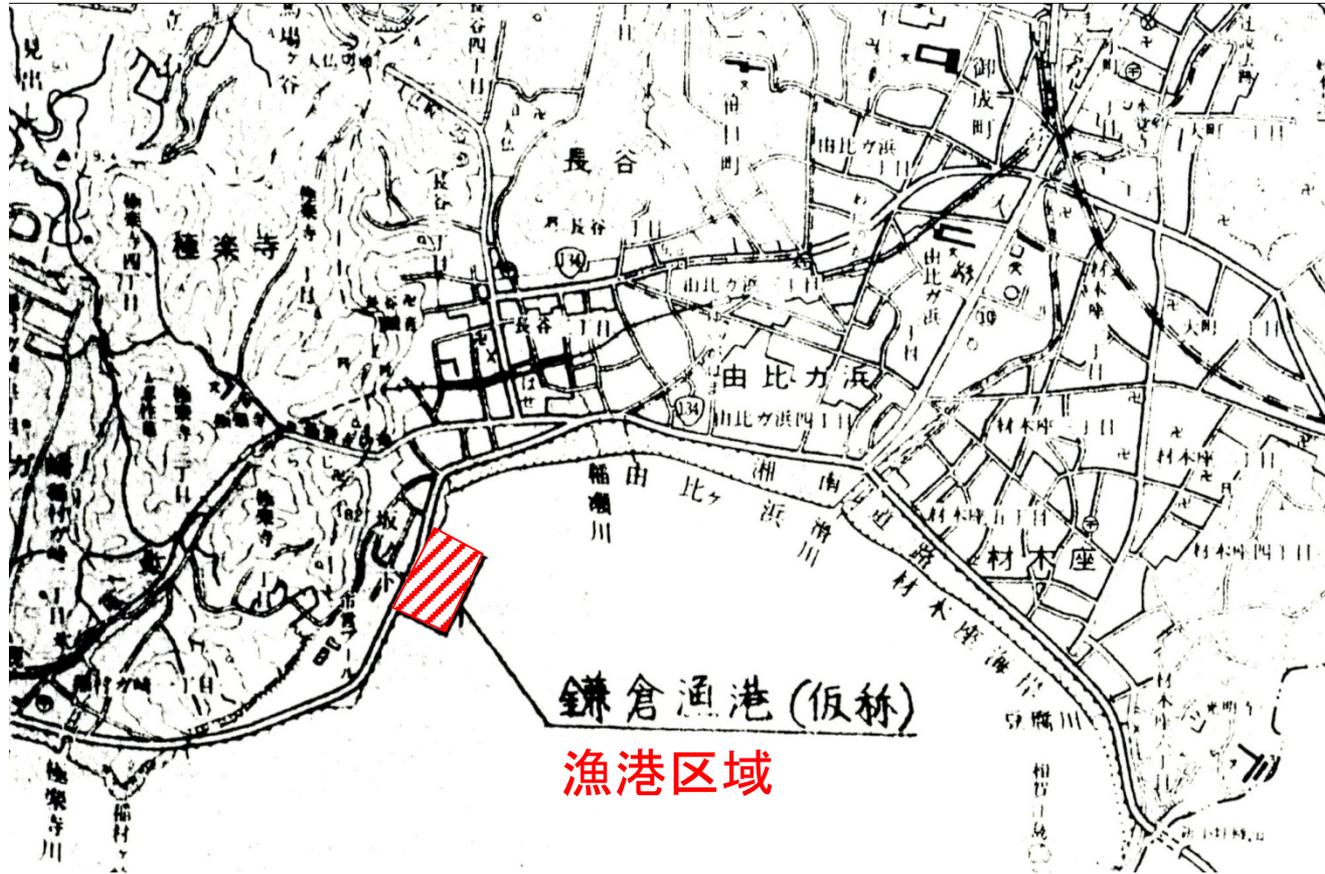
理由⇒埋め立てなど諸問題に対する地域  
住民への対応が未解決なため



昭和63年 9月 鎌倉漁港対策協議会発足  
(第1次)

# 漁港の位置について①

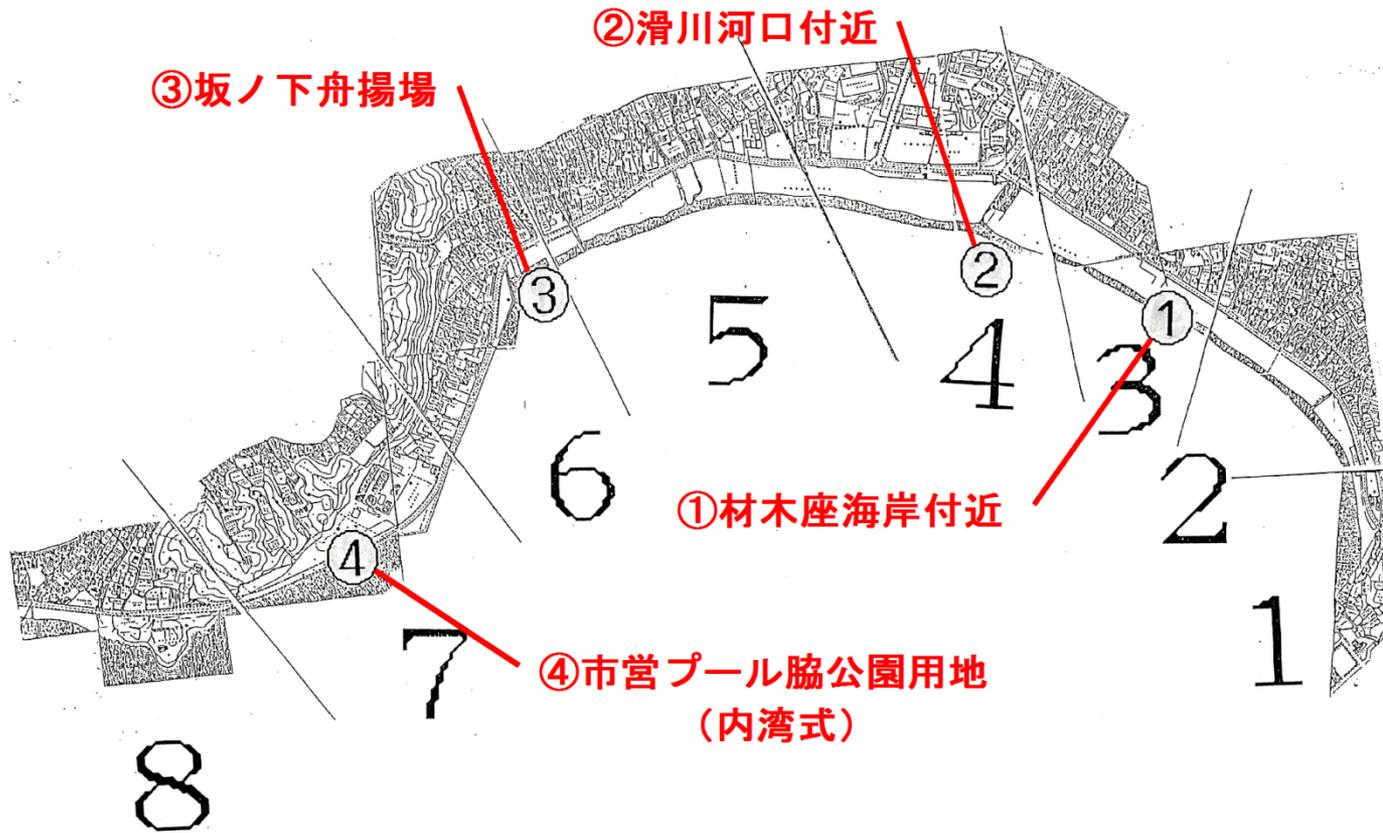
県との事前協議における漁港区域の位置



昭和58年10月 漁港区域指定事前協議

# 漁港の位置について②

鎌倉海岸の4候補地を挙げ、  
それぞれの問題点について協議

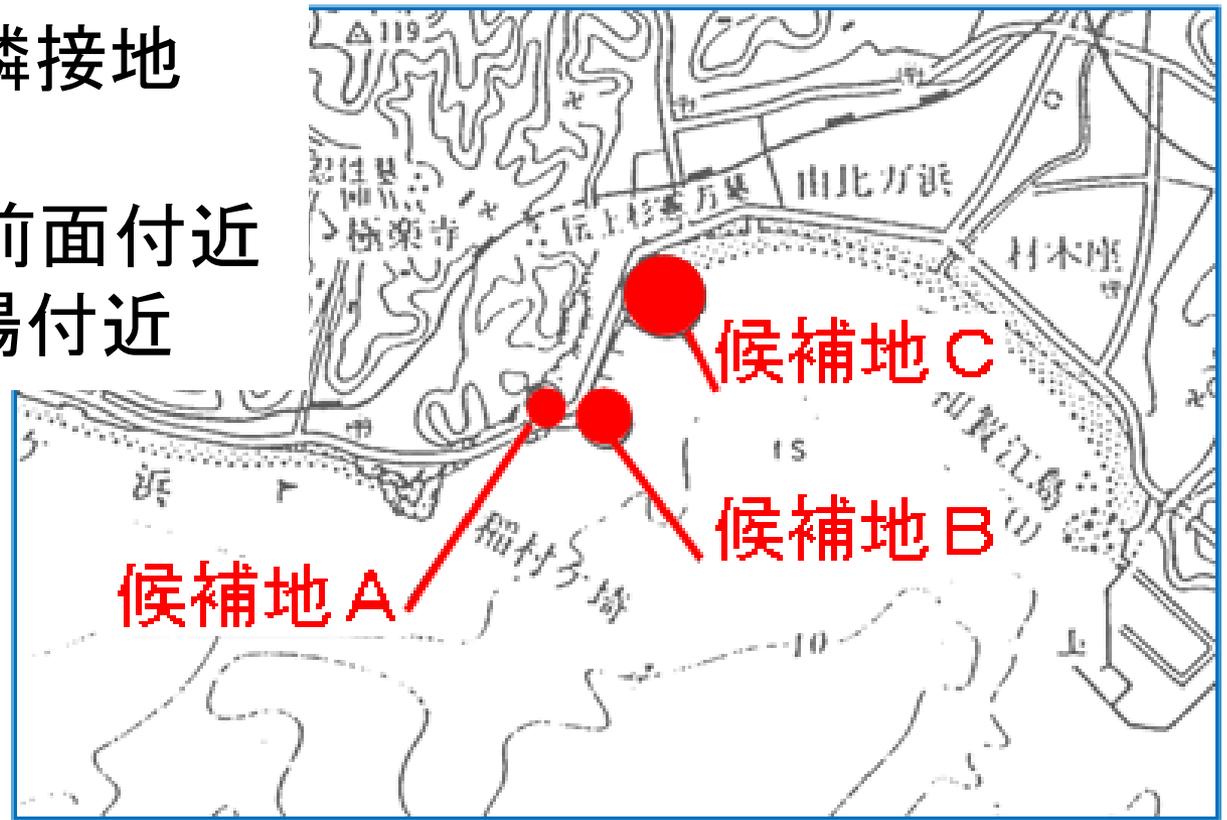


昭和63年9月～ 第1次鎌倉漁港対策協議会

# 漁港の位置について②

協議の結果、次の3候補地が提案された。

- A 市営プール隣接地  
(掘り込み式)
- B 市営プール前面付近
- C 坂ノ下船揚場付近



昭和63年 9月～ 第1次鎌倉漁港対策協議会

# 漁港の位置について③

## 第1次鎌倉漁港対策協議会の3候補地について検討

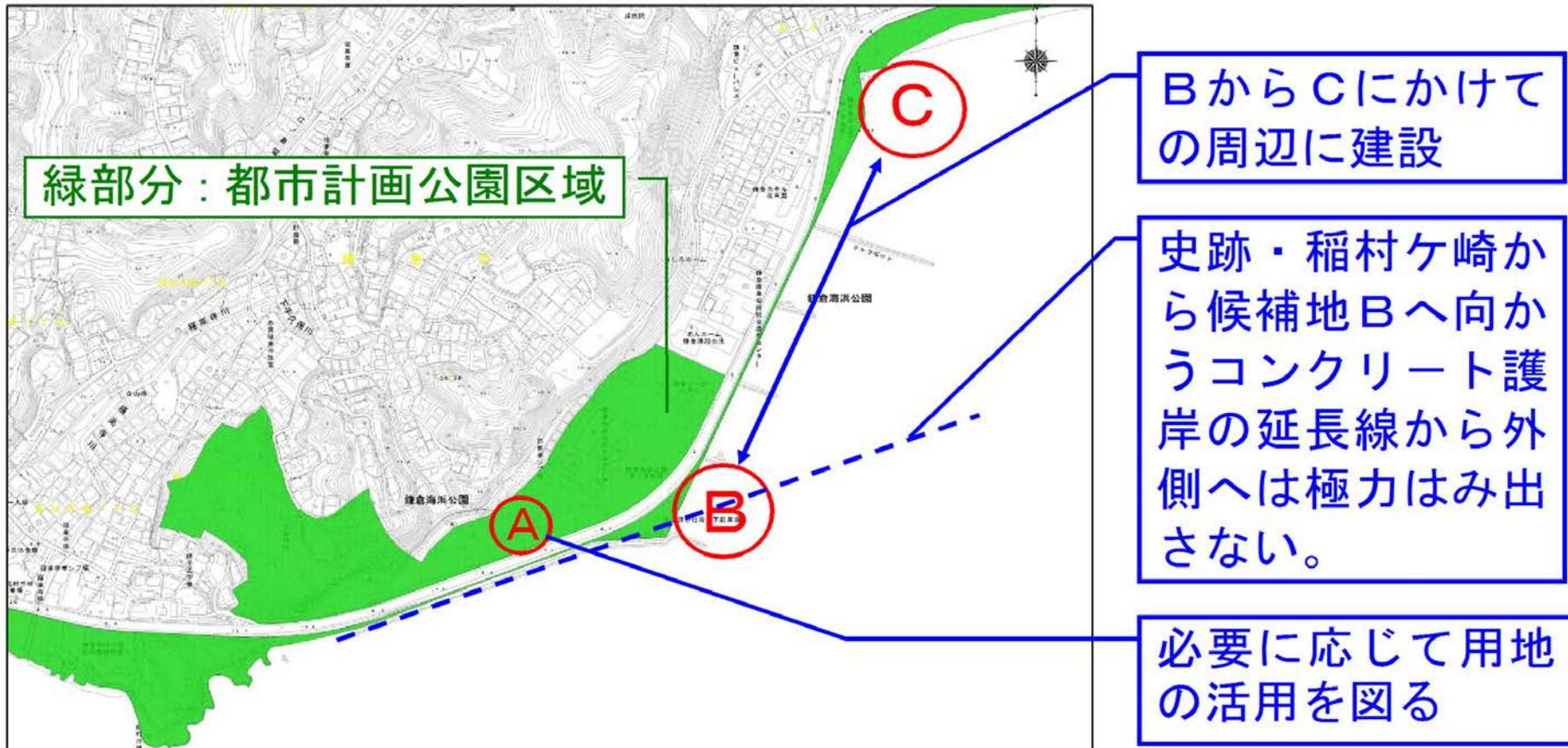
**候補地A**⇒他所への都市計画公園の確保や、国道134号嵩上げ及び、背後の崖地整備に**費用がかかることから困難**も予想される。

**候補地B**⇒人工海岸のため自然海岸の消失はない。稲村ヶ崎への影響が懸念されるが、**既存の消波ブロックの突堤の範囲内であれば建設は可能**である。海上工事を抑えるため候補地Aの活用を検討する必要がある。

**候補地C**⇒他の候補地に比べ遠浅のため**維持浚渫が多くなる**。しかし、既存の消波ブロックの突堤の範囲内であれば建設は可能である。また周辺住民や海岸・海面利用者に最も影響を及ぼす場所である。

# 漁港の位置について③

## 第2次鎌倉漁港対策協議会での結論



平成6年2月～ 第2次鎌倉漁港対策協議会

# 第3次鎌倉漁港対策協議会からの答申

## 諮問事項

「第1次及び第2次鎌倉漁港対策協議会の検討結果を踏まえ、漁業者要望案を検討材料として、鎌倉地域に建設する必要最小限の機能を有する(仮称)鎌倉漁港の**具体的位置**や**機能・規模**について、及びこの検討を基本として、**地域や市民が享受できる付加すべき機能とその効果**について」を諮問する。

(平成21年3月26日)

平成21年3月～ 第3次鎌倉漁港対策協議会

# 漁港の位置について

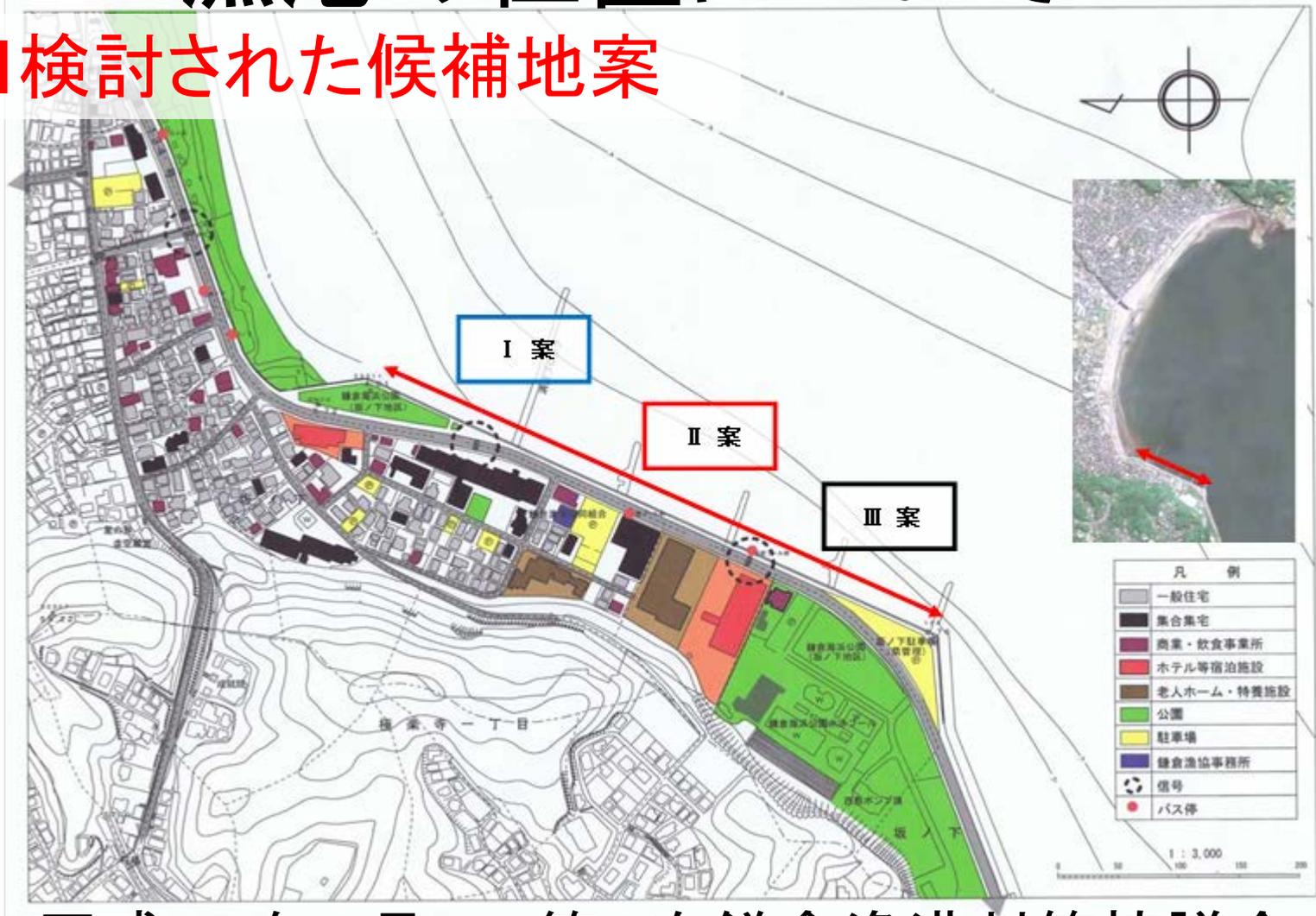
検討は、下記評価項目の具体的資料を用いて行われた。(第3回WSで配布された資料)

- ①波浪・潮流
- ②漂砂
- ③自然(海域)環境
- ④海域利用
- ⑤市街地利用との関係
- ⑥景観
- ⑦漁船の航行安全 など

平成21年3月～ 第3次鎌倉漁港対策協議会

# 漁港の位置について

## ■ 検討された候補地案



平成21年3月～ 第3次鎌倉漁港対策協議会

## ■ 漁港の位置について

下記の観点から、坂ノ下から稲村ガ崎に向かう海岸のほぼ中央部のⅡ案が最も適していると判断した。

- 1) 漁船の操業や航行の安全を確保し、
- 2) 陸上の生活環境への影響を配慮し、
- 3) 自然環境への負荷が少ない。

平成21年3月～ 第3次鎌倉漁港対策協議会

## ■環境への影響について

沖側に漁港構造物を造ると、沿岸の波や流れの変化によって、漂砂、砂浜、水質、生態系への影響がある。

## ■今後の計画策定にあたって

漁港整備に伴う環境への影響評価を行い、適切な対応が図れる計画を策定する必要がある。

## ■ 漁港の機能・規模について

「漁業者からの要望案」として示された施設から「多目的広場・緑地」を除外したものを基本的な最小規模とする。

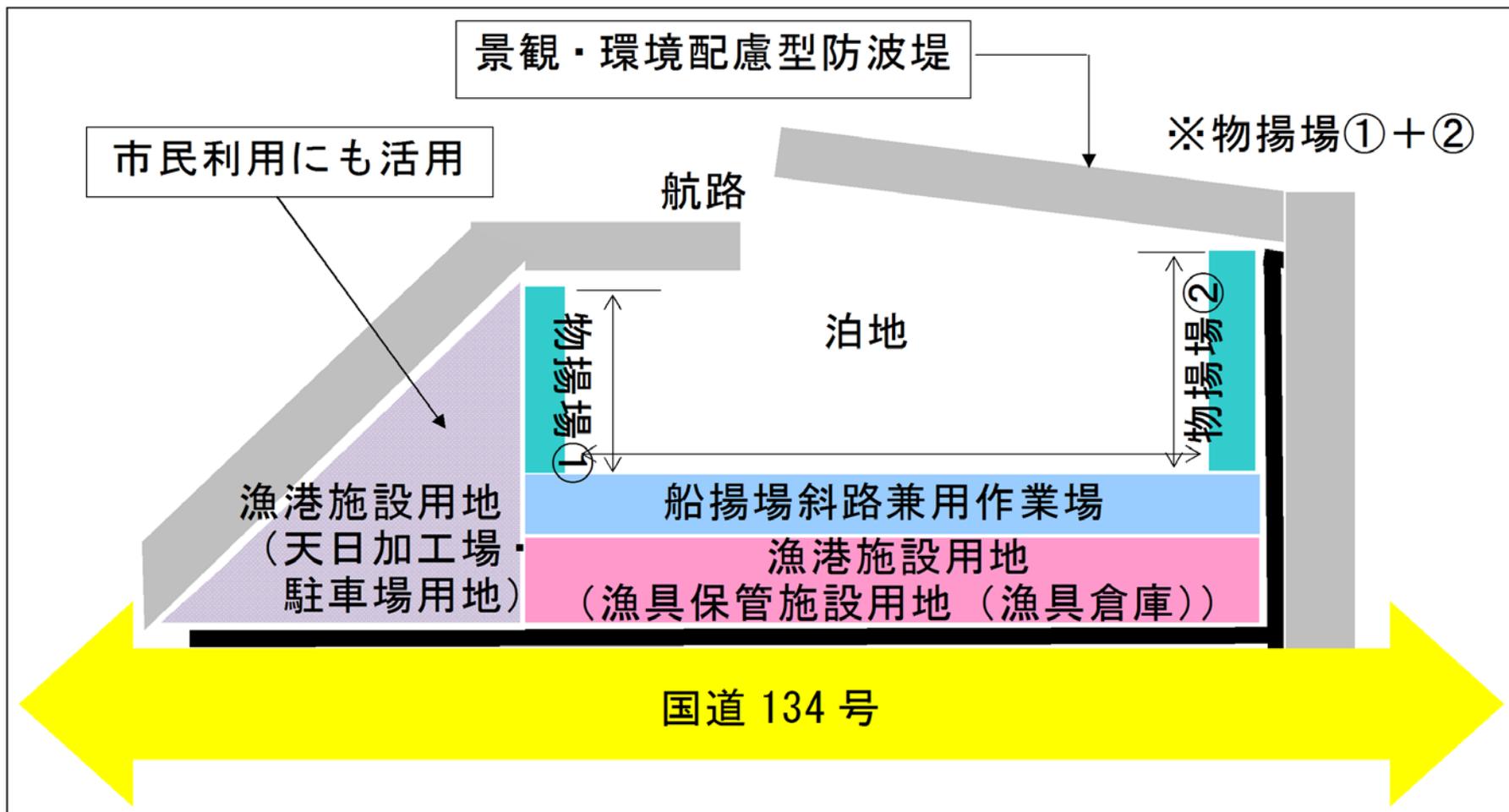
漁港を必要最小限の規模とするため、陸上施設に市民利用の「多目的広場」等は設けず、漁港施設の一部を催し等に活用する。

## 漁港の機能・規模について

施設等	答 申	参考 【漁業者算出案】	参考 【標準所要量】
係留施設 延長	160m	160m	186m
航路・泊地面積	3,850 m <sup>2</sup>	3,850 m <sup>2</sup>	5,475 m <sup>2</sup>
漁港施設用地面積 ( )は用地の内訳	3,715 m <sup>2</sup>	6,665 m <sup>2</sup>	13,048 m <sup>2</sup>
(天日加工場)	(2,540 m <sup>2</sup> )	(2,540 m <sup>2</sup> )	(5,823 m <sup>2</sup> )
(蓄養施設)	配置しない	—	(2,250 m <sup>2</sup> )
(多目的広場)	配置しない	(1,350 m <sup>2</sup> )	—
(緑地)	配置しない	(1,600 m <sup>2</sup> )	(2,175 m <sup>2</sup> )
(漁具保管施)	(550 m <sup>2</sup> )	(550 m <sup>2</sup> )	(1,800 m <sup>2</sup> )
(駐車場)	(625 m <sup>2</sup> )	(625 m <sup>2</sup> )	(1,000 m <sup>2</sup> )
必要水深	-2.5m	-2.5m	-2.5m

平成21年3月～ 第3次鎌倉漁港対策協議会

# 漁業者要望案(多目的広場、緑地を除く)を基にした仮配置図



注)各用地の配置は漁業者要望案に基づいて仮置きした図である。

平成21年3月～ 第3次鎌倉漁港対策協議会

## ■地域や市民が享受できる付加機能

漁港施設用地をできるだけ最小限に押さえるには、恒常的な「市民の場」を設けるよりも、漁港施設を休日などに市民利用として活用する方が効率的で、漁業者と市民との距離を短くすると考える。

そこで、「憩いの場」等は、市民利用に特化したスペースを整備するのではなく、漁港施設を有効活用することとする。

平成21年3月～ 第3次鎌倉漁港対策協議会

## ■地域や市民が享受できる付加機能

具体的な市民利用の事業として、

### ●漁業者の経験と知識を活かした海の啓発事業

「鎌倉の海や漁業の歴史を伝えるミニ博物館」

「鎌倉の海の季節ごとのミニ水族館」

「小・中学生などへの漁業体験教室」

「鎌倉の海の気象・海象情報の発信」

「魚の料理教室」など

⇒漁業を通じた社会、地域貢献活動にもつながる。

平成21年3月～ 第3次鎌倉漁港対策協議会

# 海岸の管理について (神奈川県と鎌倉市の関係)

# 海岸の管理

- 一般(国有)海岸は『海岸法』によって管理されている。

## 海岸法(目的)

この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。

# 海岸の管理

腰越漁港の漁港区域  
管理者: 鎌倉市(市長)



七里ヶ浜～材木座海岸  
管理者: 神奈川県(知事)

# 海岸の管理

- 海岸管理者とは

原則、都道府県知事が管理する。

ただし、漁港区域や港湾区域が重複しているときは、港湾管理者又は漁港管理者が管理を行う。

# 海岸の管理

- 鎌倉市沿岸の海岸管理者

⇒腰越漁港区域内は**鎌倉市長**

⇒それ以外の海岸は**神奈川県知事**

**※**神奈川県知事が管理する鎌倉海岸は、海岸保全区域に指定されているため、漁港区域の指定を行わなければ、漁港施設の建設はできない。

# 鎌倉市 水産業振興の基本方針

# 鎌倉市 水産業振興の基本方針

## 第3次鎌倉市総合計画

### 第2期基本計画中期実施計画から

まちづくりの展望に基づく分野別事業の推進

分野別「活力ある暮らしやすいまち 産業振興」

### 【基本計画目標】

- 農業・漁業の経営安定と後継者の育成に努めます。
- 地域に即した都市農業・沿岸漁業の振興をめざします。

# 【基本計画施策の方針】

## ● 鎌倉ブランド事業の推進

新鮮で安全な農水産物を供給するために、  
鎌倉ブランド事業を推進します。

## ● 沿岸漁業の振興

- 1) (仮称)鎌倉漁港の建設の検討、腰越漁港整備事業の推進など漁業施設の改善に努め、地域に即した漁業の振興を図ります。
- 2) 漁業経営の安定及び後継者の育成を図るため、栽培漁業に対する支援を推進します。

**レビューは以上で終わりです。**